

武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会公開要領（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会運営要領第4条第2項の規定に基づき、武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人）

第2条 傍聴人とは、委員会の許可を得て、委員会を傍聴する者をいう。

（委員会の開催の周知）

第3条 委員会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の一週間前までに一定の方法により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、委員会の名称、日時、場所、傍聴手続、その他必要な事項とする。

（傍聴人の定員等）

第4条 傍聴人の定員は、会場の適正人員を超えない範囲で一定の傍聴席を設け、より多くの傍聴が得られるよう定めるものとする。

（傍聴の申出等）

第5条 傍聴を希望する者は、会議の当日、委員会の開会予定時刻の30分前までに、傍聴申出書（別紙様式1）に所要事項を記入の上申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、先着順により行い、申出者が定員を超える場合は、委員会開会前に傍聴の申出順で抽選により決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、傍聴を希望する者が定員に満たない場合には、委員会開始後も、定員に達するまで傍聴の上申を認める。

（傍聴席）

第6条 傍聴席は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）がこれを指定する。

（傍聴できない者）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

- (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) 拡声器、マイク、写真機、映写機の類を携帯している者（第8条第6号ただし書きの規定により、会長の許可を得た者を除く。）
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
 - (7) 酒気を帯びていると認められる者
 - (8) 異様な服装をしている者
 - (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、事務局員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 委員長は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は審議会を傍聴することができない。ただし、同伴者が委員長の許可を得た場合はこの限りではない。

（傍聴人の守るべき事項）

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
 - (3) はち巻をするなど、示威的行為をしないこと。
 - (4) オーバーコート類を着用しないこと。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) 会議室において写真撮影又は録画をしないこと。ただし、事前に委員長の許可を受けた場合を除く。
 - (7) 会議室において携帯電話等の無線機を使用しないこと。
 - (8) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (9) その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 2 前項第6号ただし書きの規定により、委員長の許可を得ようとする者（報道関係者を除く。）は、許可願（別紙様式2）を委員長に提出しなければならない。

（係員の指示）

第9条 傍聴人は、すべて事務局員の指示に従わなければならない。

（傍聴人の退場）

第10条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 委員長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
 - (2) 傍聴人が第8条及び前条の既定に違反し、委員長が退場を命じたとき。
- 2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはで

きない。

(報道関係者の取扱)

第 11 条 報道関係者は、第 4 条及び第 5 条の規定に関わらず、公開の審議会を傍聴することができる。

2 第 6 条から第 10 条までの規定は、報道関係者が公開の審議会を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(その他)

第 12 条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 2 3 年 月 日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、平成 2 6 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

(別紙様式2)

写 真 撮 影 等 許 可 願	
撮影等年月日	平成 年 月 日 ~ 月 日
撮影等の目的	
撮影者等の 住所・氏名	
フラッシュ 使用の有無	有 ・ 無
備 考	
<p>上記のとおりご許可願います。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会</p> <p>委員長 様</p> <p>申込者</p>	